様式第23号(第9条関係)

番　　　　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市福祉事務所長

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定

に伴う扶養義務者への通知について

　あなたの　　　にあたる　　　　　　さんに対して中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下法という。）による支援給付の開始を決定いたしますので、同法第14条4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第8項の規定に基づき通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 支援給付の開始の申請があった日 |  |

（参考１）

* 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

第14条　　（略）

2・3　　　（略）

4　この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考２）

* 生活保護法（昭和25年法律第144号）

第4条　保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の指示のため活用することを要件として行われる。

　２　民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条　　（略）

2～7　　　（略）

8　保護の実施機関は知れたる扶養義務者が民法の規定による扶助義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始を決定しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。

（参考３）

* 民 法（明治29年法律第89号）

第 877 条　直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

　２　家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

* 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当実施機関において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。